**１か月の自己負担額が高額になったときの軽減　…　高額介護サービス費**

・同じ月に支払った１割，２割又は３割負担の合計額が，世帯の負担上限額を超えた場合に，

超える部分について，下記の区分段階に応じて**高額介護サービス費**として支給されます。

・高額介護サービス費の給付を受けるには**申請が必要**です。この給付の対象となる方には，

　申請書を郵送しますので，申請手続きをお願いします。

・２回目以降の給付は，初回に申し出の口座に振り込みます。（２回目以降申請手続きは不要

です。）

・福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担分，サービス利用時の食費・居住費等の介護保険

給付対象外の利用者負担分は除きます。

・第２号被保険者のみの世帯の場合，市町村民税課税世帯は44,400円が上限となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 段階区分 | **令和３年**８月**利用分****からの負担の上限****（月額）** |
| 市町村民税**課税**世帯(現役並み所得者世帯) | 世帯に市民税課税者がおり，世帯の中で，最も所得が高い第１号被保険者の課税所得が690万円以上の世帯 | （世帯） １40,100円 |
| 世帯に市民税課税者がおり，世帯の中で，最も所得が高い第１号被保険者の課税所得が380万円以上690万円未満の世帯 | （世帯） 93,000円 |
| 世帯に市民税課税者がおり，世帯の中で，最も所得が高い第１号被保険者の課税所得が145万円以上380万円未満の世帯 | （世帯） 44,400円 |
| 市町村民税**課税**世帯(一般) | 以上にあてはまらない，世帯のどなたかが市民税を課税されている世帯 | （世帯） 44,400円 |
| 市町村民税非課税世帯 | （世帯） 24,600円 |
|  | ●本人の前年の年金以外の合計所得金額（※１）と課税年金収入額（※１）の合計が80万円以下の人●老齢福祉年金受給者 | 　（個人）　15,000円 |
| ●生活保護の被保護者 | 　（個人）　15,000円 |
| ●15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 | 　（世帯）　15,000円 |

 ※１…合計所得金額とは，収入から公的年金等控除や給与所得控除，必要経費を控除した後で，基礎控

除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また，長期譲渡所得又は短期譲渡所得の

特別控除額を控除した額とします。

**１年間の介護保険と医療保険の自己負担が高額になった時の軽減…高額医療合算介護サービス費**

・介護保険の利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等の合計額が高額のとき，高額医療合算介護（介護予防）サービス費・高額介護合算療養費が支給されます。

・世帯の１年間（８月１日から翌年７月31日まで）の介護保険（総合事業含む）と医療保険・後期高齢者医療の自己負担額を，７月31日時点での医療の世帯で合算し，世帯の所得区分に応じて定められた合算算定基準額（自己負担の上限額）を超える場合に，その超えた分がそれぞれ加入していた保険者から支給されます。

・対象となる方には，申請書が郵送されますので申請手続きをお願いします。

**算定について**

・保険診療対象外の医療費や入院・入所時等の食費・居住費，福祉用具購入費および住宅改修費の自己負担分などは，ここでの自己負担額には含まれません。

・既に払い戻しされている（医療保険の）高額療養費や（介護保険の）高額介護サービス費などがある場合には，その支給額を控除してなお残る負担額が合算の対象となります。

・自己負担額の合算は，加入している各医療保険ごとに行われますので，同じ世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません。

・医療にかかる自己負担額または介護にかかる自己負担額のいずれかが０円である場合や，合算後に限度額を超える金額が500円未満の場合は支給されません。



▼合算算定基準額（毎年８月１日～翌年７月31日）

|  |  |
| --- | --- |
| **70歳以上の人がいる世帯** | **70歳未満の人がいる世帯** |
| **所得区分**（被用者保険を除く) | **基準額****（年額）** | **国民健康保険の場合の年間所得（上段）****被用者保険の場合（下段）** | **基準額****（年額）** |
| 課税所得690万円以上 | 212万円 | 旧ただし書き所得901万円超標準報酬月額83万円以上 | 212万円 |
| 課税所得380万円以上690万円未満 | 141万円 | 旧ただし書き所得600万円超～901万円以下標準報酬月額53万円以上～79万円未満 | 141万円 |
| 課税所得145万円以上380万円未満 | 67万円 | 旧ただし書き所得210万円超～600万円以下標準報酬月額28万円以上～50万円未満 | 67万円 |
| 課税所得145万円未満（一般） | 56万円 | 旧ただし書き所得210万円以下標準報酬月額26万円以下 | 60万円 |
| 低所得者（市町村民税非課税世帯） | Ⅱ | 31万円 | 市町村民税非課税世帯 | 34万円 |
| Ⅰ | （※）19万円 |

※世帯全員が市町村民税非課税でかつ各所得が必要経費を控除（年金の控除額は80万円として計算）したときに０円となる場合は低所得者Ⅰの基準が適用となりますが，低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる場合は，低所得者Ⅱの基準が適用となります。

　 旧ただし書き所得＝総所得金額等－基礎控除（43万円）合計所得金額が2,400万円を超える場合は基

礎控除額が異なります。